

# ( 写 )

令和5年11月29日

東海旅客鉄道株式会社

代表取締役副社長 宇野 護 様

静岡県中央新幹線対策本部長

静岡県副知事 森 貴志

工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策の実施の了解について（回答）

令和5年10月25日付けで貴社から受領した「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策の実施の了解について（要請）」に対し、大井川利水関係協議会（以下、「協議会」という。）から、別紙1のとおり、貴社から示された具体的な実施案について了解する旨、報告があったので通知します。

県としても、実施案については、流域市町や利水者が了解しており、また、県地質構造・水資源専門部会（以下、「専門部会」という。）からもスキームとしては妥当との意見をいただいていることから、大井川中下流域の河川流量への影響を回避する保全策となり得ると考えております。

加えて、県外流出量と同量を取水抑制できない状態が継続する場合の対応などについては、実施前に協議会にわかりやすく説明していただくようお願いします。

また、専門部会から別紙2のとおり、意見をいただいております。つきましては、実施案で貴社が「今後、具体化する」とした未決定の事項などについて、引き続き、専門部会で対話することを要請します。

# 【別紙 1】

令和5年11月28日

静岡県中央新幹線対策本部 御中

大井川利水関係協議会

令和5年10月25日付けで東海旅客鉄道株式会社代表取締役副社長から静岡県中央新幹線対策本部長あてに要請のあった工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策の実施の了解に関し、当協議会では、実施案について了解することとしましたので、報告します。

なお、以下については、実施前に当協議会にわかりやすく説明していただくことをJR東海に求めます。

- ・ 県外流出量と同量を取水抑制できない状態が継続する場合（冬期の発電施設維持に必要な流量を確保できない場合を含む）の対応
- ・ 突発湧水など不測の事態が発生した場合の対応（連絡・協議体制など）

## 【別紙 2】

令和 5 年 11 月 20 日

静岡県中央新幹線対策本部長  
静岡県副知事 森 貴志 様

静岡県中央新幹線環境保全連絡会議  
地質構造・水資源部会専門部会  
部会長 森下 祐一

「工事の一定期間、発電のための取水を抑制し、大井川に還元する方策（B案）  
について（案）」に対する意見

このことについて、地質構造・水資源部会専門部会の意見を下記のとおり報告します。

### 記

- 1 令和 5 年 10 月 25 日付の J R 東海が示した実施案については、以下を前提とすれば、スキームとして妥当と考えられる。
  - (1) 第 12 回静岡県地質構造・水資源専門部会資料 1（別紙 2）に記載の現状の河川流量、河川維持流量、県外流出量（予測値）、トンネル掘削に伴う河川流量の減少量（予測値）
  - (2) 取水抑制を行うことにより、冬期において発電所を安定して継続運転できる流量を確保できなくなる場合は、大井川からの取水を停止し、発電所を停止
- 2 以下の事項については、今後、専門部会で対話すること。
  - (1) 県外流出量と同量を取水抑制できない状態が継続する場合の対応
  - (2) 突発湧水など不測の事態が発生した場合の対応（連絡・協議体制など）
  - (3) 実施案で J R 東海が「今後、具体化する」としている、実際の運用サイクルやオペレーション（県外流出量の測定方法を含む）
  - (4) 実施案で J R 東海が「検討していく」としている、県外流出量が想定より増加する場合などによる取水抑制するための水量が不足する不確実性への対応
  - (5) 実施案で、「東電 R P と協議している」としている、取水抑制を行うことにより、冬期において発電所を安定して運転継続できる流量を確保できなくなる場合は、大井川からの取水を停止し、発電所を停止することの協議結果